平成２６年（フ）第３５９号
静岡県浜松市東区将監町46番地の１　ＰＯＰＰＹ１Ｆ、前住所三重県四日市市東日野町1120番地45
債務者　丸尾　典孝
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　和光　　学
4　破産債権の届出期間　平成26年11月19日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月14日午後２時
6　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3440番地８
債務者　戸﨑　康彦
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　近藤　峰明
4　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午前11時50分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６１号
栃木県宇都宮市清原台３丁目27番27号
債務者　加藤　茂樹
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　貝塚　美浩
4　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４８号
長野市平林２丁目21番12号
債務者　髙山　　薫
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤亜希子
4　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月22日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第４６３号
栃木県栃木市岩舟町曲ケ島1994番地
債務者　鈴木　勝久
1　決定年月日時　平成26年10月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中澤　浩平
4　破産債権の届出期間　平成26年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月23日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第７７２号
東京都羽村市小作台５丁目33番地10ゼルコーバ202
債務者　中村　一樹
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　海老名邦彦
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月26日午前11時
6　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１６９号
神奈川県横須賀市三春町３丁目15番地
債務者　高木　昭宏
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤塚　泰弘
4　破産債権の届出期間　平成26年11月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年１月27日午後３時
6　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１８４号
神戸市西区持子１丁目157番地の２
債務者　川井　紘一
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白川　哲朗
4　破産債権の届出期間　平成26年12月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月20日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２６年（フ）第１２０号
山口県柳井市旭ケ丘13番１号、主たる営業所の所在地広島県呉市警固屋９丁目５番13号
債務者　谷本水産こと　谷本　　悟
1　決定年月日時　平成26年10月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　相原新太郎
4　破産債権の届出期間　平成26年12月１日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月28日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成27年１月５日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２６年（フ）第１０号
福島県相馬市塚ノ町１丁目１―８　ヴェルドミールⅡ―102、住民票上の住所愛媛県新居浜市清水町13番７号
債務者　雨山　能久
1　決定年月日時　平成26年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　白鳥　剛臣
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年１月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成26年12月２日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２６年（フ）第５２号
北海道北見市若葉２丁目３番３―13号
債務者　鈴木　康弘
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第５３号
北海道北見市若葉２丁目３番３―13号
債務者　鈴木ヤエ子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年２月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２６年（フ）第４０９９号
大阪市中央区龍造寺町７番34―402号
債務者　竹中　桂子
1　決定年月日時　平成26年10月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　尚吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１４５号
鹿児島県いちき串木野市御倉町103番地３
債務者　垣田ムツ子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藏前　有代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３３３号
鹿児島県鹿児島市平之町８―12　アーバンモール21平之町303、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市牟礼岡１丁目43番11号
債務者　馬場園万里子
1　決定年月日時　平成26年10月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩本　　研
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年12月16日午前11時
5　免責意見申述期間　平成26年12月９日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係